

平準定期保険 無配当

平準定期保険特約 無配当

平準定期保険(喫煙リスク区分型) 無配当

平準定期保険特約(喫煙リスク区分型) 無配当



特徴

無理のないご負担で大きな保障が得られます。

死亡・高度障害状態を一定期間保障する保険です。
大きな保障を無理のないご負担で得られます。

喫煙リスク区分型は保険料が割安です。

被保険者の健康状態と過去1年以内の喫煙状況が当社の定める基準を満たしている場合は、保険料が割安な非喫煙者保険料率の平準定期保険(喫煙リスク区分型)・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)にご加入いただけます。

保険料の高額割引制度があります。

平準定期保険・平準定期保険(喫煙リスク区分型)は、保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

自動更新が可能です。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

契約者貸付をご利用いただけます。

残りの保険期間が10年以上あれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

他の保険種類に変換できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

仕組図とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 保険金額：5,000万円
- 保険期間：65歳満了
- 保険料払込期間：65歳まで
- 個別扱月払保険料

平準定期保険

男性：18,200円 女性：12,600円

平準定期保険(喫煙リスク区分型)

非喫煙者保険料率

男性：14,550円 女性：10,400円



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



ご契約に際して

以下は主契約についてのご説明です。

契約年齢の範囲

- ◆5歳*～85歳
 - *喫煙リスク区分型の場合は20歳。
- 契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

取扱保険金額

- ◆平準定期保険：500万円～7億円
- 平準定期保険（喫煙リスク区分型）：2,000万円～7億円

保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

- ◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

保険金額の減額

- ◆保険料のお払い込みが困難な場合などでも所定の範囲内であれば、保険金額を減額することにより、以後の保険料を少なくすることができます。

払済保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の定期保険に変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めめます。保険金額は少なくなりますが、保険期間は変更前と同じです。

自動更新

- ◆保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。
- 被保険者が80歳になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

保険種類の変換

- ◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時（更新されるご契約の場合は、更新可能な保険期間満了時）の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

付加できる特約

- | | |
|----------|-----------------|
| 家族収入特約 | がん特約 |
| 通減定期保険特約 | リビング・ニーズ特約 (04) |
| 災害死亡給付特約 | 5年ごと利差配当付年金支払特約 |
| 傷害特約 | |
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
 ホームページ www.sonymlife.co.jp/
 担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。
 なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

このパンフレットは、環境に配慮したFSC®森林認証紙と植物油インキを使用しています。



担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。